

新型コロナウイルス 出席停止・臨時休業の基準

令和2年4月10日現在

千曲市教育委員会

大項目	中項目	小項目	内容	備考
小中学校	児童・生徒	症状	次のいずれかの症状のとき、症状がなくなるまで自宅療養 ・風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳等）のある場合 ・強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合 ・味や臭いが感じられなくなった場合	欠席扱いにはならない。（学校保健安全法第19条による）
		登校不安	登校について不安（感染する不安、うつす不安）を持ち、保護者の判断により児童生徒の登校を見合わせた場合	欠席扱いにはならない。（R2.4.3 県教育委通知）
		感染又は濃厚接触者	2週間の出席停止。（学校保健安全法第19条による）	医師の治癒証明により登校
	教職員	症状	次のいずれかの症状のとき、症状がなくなるまで自宅療養 ・風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳等）のある場合 ・強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合 ・味や臭いが感じられなくなった場合	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第8条第1項の表の第2号の休暇の規定する出勤が著しく困難である場合による
		感染又は濃厚接触者	2週間の出勤停止。	医師の治癒証明により出勤
	臨時休業	児童・生徒・教職員が感染又は濃厚接触者	市内すべての小中学校を2週間の臨時休業とする （学校保健安全法第20条による）	
		感染経路を特定できない感染者が発生するか、単発的なクラスターが発生した状態【レベル2】	市内すべての小中学校を1週間の臨時休業とする ※ただし、状況に応じてその都度協議し判断する。（隣接保健所管内の発生含む）	長野保健所管内で発生した場合 （政府専門家会議提言の区分による）
		感染経路を特定できない感染者が多数発生するか、クラスターが連続して複数発生した状態【レベル3】	市内すべての小中学校を2週間の臨時休業とすることを基本とする。 ※ただし、状況に応じてその都度協議し判断する。（隣接保健所管内の発生含む）	長野保健所管内で発生した場合 （政府専門家会議提言の区分による）
	上記以外の場合の措置については、状況により判断する。			